

国指定与那覇湾鳥獣保護区
指定計画書（案）

平成 23 年 月 日

環境省

1. 鳥獣保護区の概要

(1) 鳥獣保護区の名称

与那覇湾鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

沖縄県宮古島市平良久貝地先南端を起点とし、同所から農道久貝 1 号線に沿って北東へ進み同道と市道久貝 8 号線との交点に至り、同所から市道久貝 8 号線に沿って北東へ進み同線と市道久貝 6 号線との交点に至り、同所から市道久貝 6 号線に沿って北東へ進み同線と県道平良久松港線との交点に至り、同所より県道平良久松港線に沿って北東へ進み同線と市道久貝 1 号線との交点に至り、同所から市道久貝 1 号線に沿って南東へ進み同線と市道松原 29 号線との交点に至り、同所から市道松原 29 号線に沿って東へ進み同線と農道松原 11 号線との交点に至り、同所から農道松原 11 号線に沿って南東へ進み同線と国道 390 号線との交点に至り、同所から国道 390 号線に沿って南へ進み同線と咲田川との交点に至り、同所から最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）に沿って南西へ進み下地保健福祉センター東に隣接する農業排水路と海岸線との交点に至り、同所から同排水路に沿って南東へ進み同排水路と国道 390 号線との交点に至り、同所から国道 390 号線に沿って南西に進み同線と県道与那覇上地線との交点に至り、同所から県道与那覇上地線に沿って南西へ進み同線と県道保良上地線との交点に至り、同所から県道保良上地線に沿って南西へ進み同線と沖バイ線との交点に至り、同所から沖バイ線に沿って南東へ進み同線と町道来間線との交点に至り、同所から町道来間線に沿って南西に進み同線と海岸線との交点に至り、同所から海岸線に沿って北西へ進み下地与那覇地先西端へ至り、同所と起点とを結んだ線により囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の存続期間

平成 23 年 11 月 1 日から平成 43 年 10 月 31 日まで (20 年間)

(4) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、南西諸島西部にある宮古島の南西部に位置し、宮古島市平良と同下地にまたがり所在する与那覇湾及び与那覇湾前浜の防風林等の周辺陸域で構成されている。

与那覇湾内は面積約 1300ha の宮古島最大の干潟が発達しており、沿岸域にはメヒルギ等のマングローブ林が、陸域にはアダン群落、オオハマボウ群落等が占め、多様な自然環境を有している。

このような自然環境を反映して、当該区域では、シギ・チドリ類を始めとした多くの鳥類が採餌の場及び休息地並びに繁殖地として利用しており、環境省レッドリストの絶滅危惧ⅠA類に掲載されているクロツラヘラサギ、同絶滅危惧ⅠB類のツクシガモ及びキンバト、同絶滅危惧Ⅱ類のサシバ、セイタカシギ、アカアシシギ等の希少な鳥類の飛来も確認されている。

このように、当該区域は、これら多様な鳥獣の採餌の場及び休息地並びに繁殖地として利用されていることから、集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2. 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3. 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1366 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	93 ha
農耕地	365 ha
水面	723 ha
その他	185 ha

イ 所有者別内訳

国有地	3 ha	{ <table> <tr> <td>国有林</td> <td>— ha</td> </tr> <tr> <td>国有林以外の国有地</td> <td>3 ha</td> </tr> </table>	国有林	— ha	国有林以外の国有地	3 ha	{ <table> <tr> <td>国土交通省所管</td> <td>2 ha</td> </tr> <tr> <td>農林水産省所管</td> <td>1 ha</td> </tr> </table>	国土交通省所管	2 ha	農林水産省所管	1 ha		
国有林	— ha												
国有林以外の国有地	3 ha												
国土交通省所管	2 ha												
農林水産省所管	1 ha												
地方公共団体有地	100 ha	{ <table> <tr> <td>都道府県有地</td> <td>3 ha</td> </tr> <tr> <td>市町村有地等</td> <td>97 ha</td> </tr> </table>	都道府県有地	3 ha	市町村有地等	97 ha	{ <table> <tr> <td>制限林</td> <td>— ha</td> </tr> <tr> <td>普通林</td> <td>— ha</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3 ha</td> </tr> </table>	制限林	— ha	普通林	— ha	その他	3 ha
都道府県有地	3 ha												
市町村有地等	97 ha												
制限林	— ha												
普通林	— ha												
その他	3 ha												
			{ <table> <tr> <td>制限林</td> <td>41 ha</td> </tr> <tr> <td>普通林</td> <td>7 ha</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>49 ha</td> </tr> </table>	制限林	41 ha	普通林	7 ha	その他	49 ha				
制限林	41 ha												
普通林	7 ha												
その他	49 ha												
私有地等	539 ha												
公有水面	724 ha												

ウ 他の法令（条例を含む）による制限区域

自然環境保全法による地域	— ha
自然公園法による地域	— ha
文化財保護法による地域	— ha

4. 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域を擁する宮古島は、宮古諸島に位置し、沖縄島から南西へ約 287 km の距離にある。島は周囲およそ 131km、面積 159k m²であり、沖縄島、西表島、石垣島に次ぐ大きな島である。

当該鳥獣保護区は宮古島の南西部に位置し、宮古島市平良と下地にまたがり所在する与那覇湾及び与那覇湾前浜の防風林等の周辺陸域で構成されている。

イ 地形地質等

宮古島は、主に琉球石灰岩で構成された台地や段丘により形成された、平坦な地形を特徴としている。

当該区域の地形は主に琉球石灰岩で構成された中位段丘であり、一部に丘陵地や下位段丘が見られ、また、沿岸部には砂州や砂丘、ビーチロックを形成している。

地質については、当該区域の大部分が第四紀琉球石灰岩で構成されており、南部に第四紀赤褐色粘土及び新期砂丘砂層が、西浜崎には第四紀沖積層が見られる。なお、土壌としては島全域が主に島尻マーヅと呼ばれる弱酸性～弱アルカリ性の赤・黄色土壌で構成されている。

ウ 植物相の概要

当該区域の内陸部は、主にガジュマルークロヨナ群集、アダンーオオハマボウ群落、リュウキュウマツ、ギンネム等で構成されており、南部にはビロウ群落やアダンーオオハマボウ群落が分布している。沿岸部はメヒルギ等のマングローブ林やモクマオウ、ススキ群落で構成されている。

また、与那覇湾には、リュウキュウスガモ、ベニアマモ及びボウバアマモを主とする広大な藻場が分布している。

エ 動物相の概要

与那覇湾及びその周辺でこれまでに生息が確認されている鳥類は、トウネン、ムナグロ、オオメダオイチドリ、チュウシャクシギ、ダイシャクシギなどのシギ・チドリ類、コサギ、アオサギ等のサギ類を始めとする 41 科 174 種である。この中にはクロツラヘラサギ、ツクシガモなどの希少種も記録されている。

哺乳類は、ヤエヤマオオコウモリ及びホンDOIタチが確認されている。近年の調査により生息が確認された鳥獣は下記(2)のとおり鳥類 11 目 34 科 148 種、哺乳類 2 目 2 科 2 種である。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況
なし

5. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項
当該区域において、法律第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生
ずべき損失を補償する。

6. 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札	12 本
(2) 案 内 板	2 基